

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み(Ⅲ)— 青森県動物愛護センターの事業の概要

大西良雄[†] (青森県動物愛護センター所長)



1 はじめに

青森県動物愛護センター(以下「センター」という.)は、以前は県内6保健所で実施してきた動物管理行政を集中合理化し、新たに動物愛護の普及啓発を加えた総合的な動物愛護管理行政の推進拠点

として、平成18年4月に開設し、同年9月から施設を一般に公開した。公開後3年半が経過し、来場者は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層にわたり、動物とのふれあい、相談、図書・掲示コーナー、ドッグランの利用など、平成22年3月末までに13万人を超え、特に日曜祝日は家族連れなど大勢の来場者で賑わっている。

この度、本誌への投稿の機会を得たので当センターの概要及び取り組み等について紹介する。

2 センターの概要

平成11年12月に将来の動物愛護管理行政の方向性を定めた「動物愛護センター(仮称)基本構想」を策定後、設置に向けた作業が進められる中、建設用地に埋蔵文化財が出土し発掘調査が行われたり、県財政改革プランにおける予算の大幅な見直しが行われるなど様々な問題を乗り越えながら、平成18年4月、開設された。

センターは、本体施設(図1)と管理施設(図2)からなり、青森市宮田地区に本体施設として約25,000m²の土地に約13,000m²の建物を設置し、事務の窓口となって、動物とのふれあい事業や譲渡事業、動物由来感染症に関する調査研究等を行っている。また、同市滝沢地区(本体施設から約5km)に約8,600m²の土地に400m²の建物を有する管理施設を設置し、犬猫等の殺処分、焼却を行っている。

また、県民からの動物に関する相談、苦情に対して利便性を図るため、センターと同所在地の東地方保健所を



図1 センター本体施設



図2 センター管理施設

除き県内5カ所の保健所に駐在職員(2~3名)を配置し、さらに保健所生活衛生課職員(生活衛生課長及び獣医師職1~2名)に対して兼務職員の辞令を発令している(図3)。

3 動物管理関係事業

(1) 狂犬病予防対策

狂犬病予防対策の推進を図るため、毎年、県獣医師会及び全市町村担当者を参集した対策会議を開催している。秋の臨時集合注射実施以降は、各支部獣医師会単位で関係市町村を参集して各地域における狂犬病予防対策

[†] 連絡責任者：大西良雄(青森県動物愛護センター)

〒039-3505 青森市大字宮田字玉水119-1

☎017-726-6100 FAX 017-726-6101

E-mail: yoshio_oonishi@pref.aomori.lg.jp

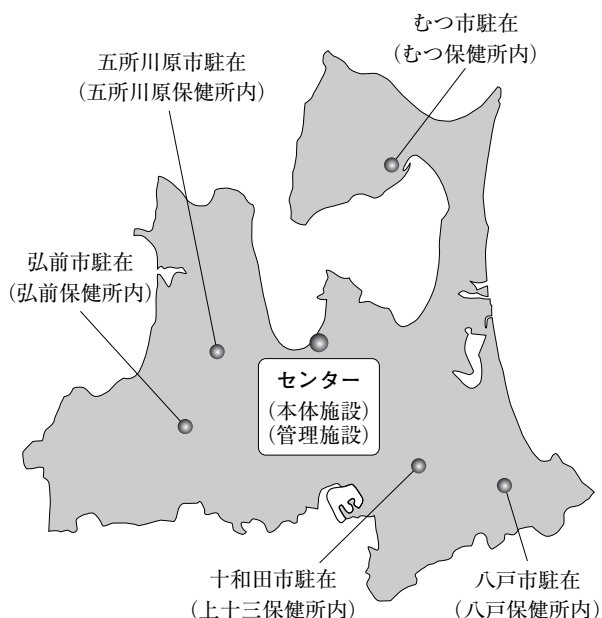


図3 駐在の配置

表1 犬の登録・予防注射実施状況

	登録実頭数	狂犬病予防注射頭数	狂犬病予防注射接種率
18年度	82,736	60,476	73.10%
19年度	81,901	62,620	76.50%
20年度	79,937	62,052	77.60%
21年度	78,376	61,243	78.10%

表2 苦情件数 (平成21年度)

犬							計	猫
野犬	吠え声	放し飼い	係留不適	汚損	その他			
706	105	235	64	26	101	1,237	295	

会議を開催しており、狂犬病予防に関する情報交換や、犬の登録及び予防注射の推進に係る協議を行っている。また、注射実施率の低い市町村に対しては県と獣医師会がリーフレットの作成や獣医師派遣等の支援を行い、注射実施率向上に向けた強化事業を行っている(表1)。

なお、会議においては、狂犬病の危険性に対する国民の意識が低下しつつある中、狂犬病は恐ろしい病気であり、犬の予防注射の実施は、人の命を守るために行われていることを認識してもらうため、人の症例記録等を取めたDVDを上映するなどして市町村担当者等の意識の高揚を図っている。

(2) 苦情処理業務

所有者不明犬(野犬)、放し飼い、吠え声・鳴き声、公有地及び私有地等の汚損、猫に関する苦情に対応し、適正飼養についての指導を行っている(表2)。

表3 捕獲・引取り・収容等の状況(平成21年度)

	捕獲	引取り	負傷動物収容	返還	譲渡	致死処分
成犬	754	399	52	255	51	899
子犬	53	77	145	1	61	213
小計	807	476	197	256	112	1,112
成猫	—	557	189	3	5	738
子猫	—	1,128	347	6	21	1,448
小計	—	1,685	536	9	26	2,186
合計	807	2,161	733	265	138	3,298

表4 青森県動物愛護管理推進計画(目標値)

項目	犬		猫	
	引取頭数	致死処分頭数	引取頭数	致死処分頭数
基準値(平成18年度)	752	1,752	1,186	1,596
目標	50%減少	30%減少	50%減少	40%減少
目標値(平成29年度)	376	1,227	593	958
平成21年度実績	476	1,112	1,685	2,186

表5 譲渡事業(平成21年度)

譲渡前講習会		譲渡頭数	
開催回数	受講者数	犬	猫
20回	470名	112頭	26頭

苦情の原因として、飼い主の適正飼養に関する知識不足や社会的マナーの欠如等によるものが依然として多くみられることから、センターの施策として「飼い主のマナーアップ」をテーマに掲げ、①犬の飼い主には鑑札等の装着、散歩時の糞の持ち帰り等、②猫の飼い主には迷子札の装着、不妊手術、屋内飼育等について、チラシ配布や市町村の広報媒体を活用するなどして普及啓発に努めている。

(3) 捕獲、引取り、収容等業務

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、所有者不明犬の捕獲、引取り、負傷動物の収容等を行っている。捕獲された犬は、保健所及び市町村の掲示板やインターネットを利用して公開している。なお、環境省が運営する「収容動物データ検索サイト」に参加し、環境省のウェブサイトからも検索可能となっている。捕獲した犬のうち返還されるのは約3割、また、殺処分された動物の約7割が猫であり、そのうちの約7割を子猫が占めている(表3)。

(4) 猫の引取・処分頭数減少に向けた対策

平成20年3月に策定された「青森県動物愛護管理推進計画」では、平成18年度の実績を基準値として、犬及び猫の引取頭数を半減、犬の致死処分頭数を30%減少、猫の致死処分頭数を40%減少することとしている。犬については順調に減少し、平成21年度では引取頭数約37%の減少、処分頭数36%の減少となっている。しかし、猫にあっては引取頭数及び処分頭数のいずれも基準値を超える状況にある(表4)。

このことから、猫の引取・処分頭数減少に向けた対策をセンターの重要施策と位置づけ、特に、センターに持ち込まれる猫の約7割が子猫であることから、不妊・去勢手術の推進を対策の柱とし、①繰り返し引取りを求めてくる住民、多頭飼育をしている住民及び「エサやりさん」に対する個別の調査指導の実施、②引取頭数の多い地域を重点地域に選定し、啓発チラシ(図4)の每户配布又は回覧板による周知、③マスコミや広報誌等の積極的活用、④市町村及び獣医師会等との協力体制の構築など対策強化に取り組んでいる。今後、実施の効果について評価を行い、必要な見直しを検討しながら対策を進めることとしている。

(5) 犬・猫譲渡事業

捕獲、引取りした犬・猫の中から、譲渡選定基準に適合したものを選定し、一定期間観察した後、飼育希望者に有料(1頭につき3,000円)で譲渡を行っている。譲渡に当たっては、譲渡前講習会、譲渡した後の犬の登録、狂犬病予防注射、去勢・不妊手術を義務づけし、追跡調査を行っている。

なお、所有者明示推進の一環として、譲渡犬・猫にはマイクロチップを挿入しており、その費用(登録料を含

め)は、犬は(社)青森県獣医師会、猫は青森県動物愛護協会(財)日本動物愛護協会の青森県支部を兼ねる)の助成により実施している(表5)。

4 動物愛護関係事業

(1) 動物とのふれあい活動事業

学校や社会福祉施設等を対象に、動物の持つ特性を活かし、正しい飼い方や命の大切さを学ぶ機会として「動物ふれあい活動」を実施している他、教育機関と連携した取り組みとして、中学生及び高校生によるインターンシップを受け入れている。

また、教育委員会が取り組んでいる「適応指導教室」

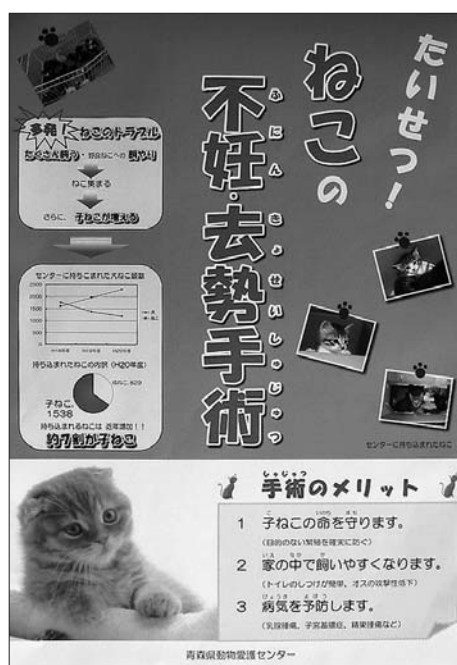


図4 ねこの不妊・去勢手術啓発ポスター



図5 動物ボランティア体験の様子



図6 動物ふれあいフェスティバル

に協力し、不登校や学校不適応傾向の児童生徒を対象に、社会体験活動として動物の世話、餌やり、犬の散歩、センターに訪れる保育園児や高齢者等をサポートするボランティア活動を体験させるなどして、子ども達の自立を支援している。

センターとしては、今後とも関係機関等と連携を図り、動物介在活動の推進に取り組んでいきたい(図5)。

(2) ボランティア育成事業

県では、行政が実施する施策への県民の参加を求めていることから、センターにおいても動物ふれあい活動、譲渡会、イベント等の実施に当たり、ボランティアを募り、それらへの参加について協力を求めている。現在47人が登録されており、平成21年度は延べ447人のボランティアが参加した。

(3) 動物由来感染症に関する調査研究

狂犬病予防対策のみならず、サルモネラや病原大腸菌等の動物由来感染症について、実態を調査研究し、県民に対して正しい知識と予防方法等の情報提供に努めている。なお、エキノコックスの本州への浸淫状況調査のため、平成18年度から平成20年度まで、国立感染症研究所と共同で譲渡犬を対象に虫卵検査を実施した(224検体全て陰性)。今年度は、犬の糞便からエキノコックス抗原を検出する簡易キット「エキット」を用いて捕獲地域の明らかな犬を対象とした検査を実施している。

(4) 動物ふれあいイベント事業

5月のゴールデンウィーク期間中に「動物ふれあいウィーク」、9月に動物愛護週間関連事業として、「動物ふれあいフェスティバル」などのイベントを開催し、広く県民に動物の適正飼養や動物愛護思想の普及啓発を図っている(図6)。



図7 動物愛護ポスター

(5) 動物愛護ポスター

動物の適正飼育や動物愛護思想の普及啓発を図るため、毎年、動物愛護に関するテーマを定め、県内の小学校及び中学校を対象にポスターを募集している。応募作品の中から青森県知事賞、青森県獣医師会長賞、青森県動物愛護協会会長賞、入選を決定し、優秀作品をポスターとして印刷し、各市町村や各小中学校に展示を依頼している(図7)。

(6) 災害時における動物救護活動

平成22年2月、青森県動物愛護管理推進計画に基づき、地震等の災害時に動物愛護の観点から必要な救護活動を行うことを目的として、青森県動物愛護救護本部設置要綱及び青森県動物救護活動実施要領を策定し、県と(社)青森県獣医師会との協定が締結された。

5 おわりに

平成20年3月に、本県の動物愛護管理行政の目指す目標等を明らかにした「青森県動物愛護管理推進計画」が策定され、同計画に基づいた施策に鋭意取り組んでいるが、それら施策を展開していくためには、市町村、関係行政機関、関係団体等との連携が不可欠である。今後、関係機関等との連携をより密にしながら、一層、動物の管理及び愛護の普及啓発を積極的かつ効果的に進め、人と動物が共生し健やかで安心して暮らせる社会の実現を目指していきたい。